

■JSBB 暑さ指数に係る実施方針

熱中症予防運動指針 (WBGT℃)		JSBB	会場 (試合会場等) での対応
JSCO	環境省	熱中症予防対策指針	
	35℃ (予測値)	試合の中止	当日の会場での WBGT 計測により試合の中止・順延を判断する。
	参考：熱中症特別警戒アラート発表		
	33℃ (予測値)	試合の中止	当日の会場での WBGT 計測により試合の中止・順延・時間変更を判断する。
	参考：熱中症警戒アラート発表		
31℃以上 運動は原則中止 ※特に子どもの場合は中止にすべき	—	原則試合の中止	原則、試合は中止、中断、順延とするが、JSBB 危機管理マニュアル (熱中症項目) の大会運営側の対応ならびに試合中のクーリングブレイクの確保が十分に取られている場合には、主催者の判断において実施することができる。 ※試合中に WBGT33℃を超えた場合は、試合を中止または中断する。
28℃～30℃ 嚴重警戒 激しい運動は中止	—	嚴重警戒	JSBB 危機管理マニュアル (熱中症項目) に準じて試合を実施することができる。

【補足】

※JSBB 危機管理マニュアル (熱中症項目) については、赤線□で囲んでいる内容が該当となる。

※熱中症特別警戒アラートが発表された時には、大会本部にて実施検討会議を行う場合がある。

■全国大会における WBGT の計測の実施

▶ 学童少年部の全国大会において WBGT 計による計測を行う ① WBGT 計測は、大会運営側が下記の要領で実施し、今後の熱中症対策の指標として活用する。 ② 計測は、競技日ごとに全会場、全試合で実施する。 ③ 1 試合における計測は 6 イニングの試合の場合は、試合前・2 回、4 回終了後・試合終了後の 4 回とする。 7 イニングでの試合の場合は、試合前・2 回、5 回終了後・試合終了後の 4 回とする。 9 イニングでの試合の場合は、試合前・3 回、5 回、7 回終了後・試合終了後の 5 回とする。 ※試合前の計測する時間は、できる限り試合開始時間の直前とする ※タイブレーク方式、延長戦の場合は、2 イニングごとに計測を行う ④ WBGT 計測器を地上から 1.1m～1.5m の高さで計測する。活動に支障がなく、運動実施個所になるべく近いところにする。
--

■熱中症の予防対策

大会運営側の対応

- ▶ 救護所を準備する。
- ▶ 球場には常時 WBGT 計測器を準備し、適時確認し選手の健康面に気を配る。
- ▶ ベンチでは選手、指導者を取りまくスペースに日射を遮る環境を整える。

- 緊急時に備え、氷、スポーツドリンク、経口補水液を準備すること。
- 審判、運営スタッフ、関係者等にスポーツドリンクを用意すること。
- 選手、保護者および観客等がスポーツドリンクを購入できる環境を整備する。万が一、施設内に自動販売機やスポーツドリンクが購入できない環境にある場合は、事前に参加者に周知すること。
- WBGT25℃以上が予測される場合、医務室および医務スペース周辺にアイスバス等の全身冷却が可能となるよう準備する。
※アイスバスが準備できない場合は、首、わき、足の付け根などの大きな血管を氷やアイスパックなどで冷やすことができる物品を用意すること。
- 空調の効いた諸室等を準備する。

■試合当日の対応

- 原則 WBGT31℃以上の場合、試合は開始しない。 ※
※ WBGT31℃以上が試合中に予測される場合は、①・②を実行し、主催者の判断で試合を実施することができる。
- ① WBGT28℃以上の場合
 - ✓ 6 イニングでの試合の場合は2回、4回終了後に5分間のクーリングタイム（給水タイム・身体冷却タイム）を設ける。（3回終了後のグラウンド整備時にも積極的に給水・身体冷却を行うこと）
 - ✓ 7 イニングでの試合の場合は2回終了時、5回終了後に5分間のクーリングブレイク（給水タイム・身体冷却タイム）を設ける。
 - ✓ 9 イニングでの試合の場合は、3回終了時、5回グラウンド整備時、7回終了時に5分間のクーリングブレイクを設ける。
※タイブレーク方式、延長戦の場合は、2イニングごとにクーリングブレイクを設ける
 - ✓ 各イニングにて守備時間が20分以上に及ぶ場合は5分間のクーリングブレイクを取ることができる。
- ② WBGT25℃以上の場合も **上記同様の対応とする。**
- ③ **その他**
 - 食欲不振、寝不足、体調不良者など選手の体調変化に目を配り、熱中症にならないよう最大限配慮する。（大会運営や試合進行など）
 - 試合中に熱痙攣になった場合、一時的（5分程度）に休息し様子をみる。試合中に同じ症状が出た場合は選手交代を促す。
 - 試合中に熱中症（中程度～重度）となった場合は速やかに選手を交代し医務室へ搬送する。（保護者およびチーム関係者のいずれかが選手に帯同する）
 - クーリングブレイク（給水タイム）について
クーリングを目的としているため日射を遮り、風通しの良い環境を作り休ませる。
冷却として氷嚢、冷却水で顔や頭、首やわきの下、鼠径部を冷やす。
冷却、給水に当てているため、指導者による作戦タイムとして活用しない。

■その他、対応が望ましい熱中症予防対策

- 散水設備が整う会場では、可能な限り、内野地域に散水を行いグラウンド温度を下げるのが望ましい。
（人工芝グラウンドの場合は、実施なし）
※6 イニングの試合の場合は、試合前・3回終了後とし、7 イニングの試合の場合は、試合前・4回終了後に実施する
- 両チームベンチ内に扇風機を設置するのが望ましい。
- 試合時間は、可能な限り WBGT 値が高くなる時間帯（12時～16時）を避ける。
- 活動時間は極力短縮し、1日を通した活動を控える（*特に小中学生は注意を払う）
- 試合中、ベンチ内外を問わず、ネッククーラーの使用を認める。（接触等で破損しない素材の製品のみ使用可）

(1) 熱中症事故の防止について【別紙資料 P1～P4 参照】

- ① 大会主催者は別紙資料 P1～P4「JSBB 熱中症予防ガイドライン（令和 7 年 5 月 1 日時点）」に沿った大会運営を行うこと。
- ② WBGT 指数計を競技場内に備え、適切なタイミング、場所にて測定を行うとともに、熱中症の予防対策を講じること。
- ③ 大会主催者が同ガイドラインに基づき試合中断、順延、中止の判断をおこなうこと。
※ 大会主催者から委任を受けた会場責任者（審判員等）は、同様の手順にて判断のこと。特に学童・少年は留意のこと。
- ④ 審判員についても、自己を過信することなく、体調管理に努めること。
「まだ大丈夫！」は危険サイン（必携 P207 参照）

(2) 統一事項の確認

① サイドノックについて 【必携 P31、P38 参照】

- ・ サイドノックの距離は塁間程度、ゴロの打球に限る。（シートノックの有無にかかわらず厳守のこと。）
- ・ 本県においてシートノックを行わない試合に限り、競技場内での外野ノックを認めるが、その場合は 1 塁（3 塁）以遠、ファウルグラウンドから外野方向へのみ可とする。（危険防止の観点から、ベンチ前等から外野方向へのノックは禁止とする。）
- ・ ノッカーにボールを渡す選手や野手からの送球をノッカーの近くで捕球する選手は必ずヘルメットを着用のこと。

② 用具装具点検の確実な実施について【必携 P58,59,94,211、巻末 P46,47 参照】

- ・ 連盟が主催・主幹する大会は全試合確実に、用具装具の点検を実施すること。
- ・ 特に以下に留意すること。

「学童部のバットの使用制限」【必携 P59、巻末 P47、別紙資料 P5 参照】

「顎ガード付きヘルメット」【別紙資料 P6,7 参照】

「魚雷バット」【別紙資料 P8 参照】

※ 「アームスリーブ」【別紙資料 P9～11 参照】

※ 「審判シューズの色の取り扱い」【別紙資料 P12 参照】

- ・ 打順表交換の際にチームに用具装具の点検を伝達するとともに、点検の際は必ず複数の審判員で実施すること。

令和6年7月1日

熊本県軟式野球連盟

熊本県軟式野球連盟少年部

熱中症予防対策による少年部県大会の運営について

競技者の安全の確保を最優先に大会を開催することとし、熱中症予防について下記により対策を講じ運営する。

1. 気温上昇時間帯(12時～16時)の試合回避

学童・少年共通

1) 1・2回戦

(1) 1日3試合

第1試合 8:00 第2試合 9:30 第3試合 11:00

状況により第4試合目を行う場合は16:00開始とする

(2) 1日2試合

第1試合 9:00 第2試合 10:30

2) 準々決勝戦以降

(1) 1日2試合

第1試合 9:00 第2試合 10:45

(2) 1日1試合の場合

9:00 (RKK旗を除く)

2. 試合時間の短縮(1・2回戦のみ)

1) 学童

(1) 各試合5回とする。

(2) 試合時間が1時間15分を経過した場合は新しい回には入らない。

(3) 得点差によるコールドゲームは4回以降7点差とする。

(4) 降雨、暗黒等によるコールドゲームは4回完了をもって成立する。

(5) 5回終了時又は1時間15分を経過し同点の場合はタイブレーク戦を行う。

2) 少年

(1) 試合時間が1時間20分を経過した場合は新しい回には入らない。

3. ダブルヘッダーについて

学童・少年共通

原則として行わない。

天候状況等により大会期間内での終了が懸念される場合を除く。

4. 開会式について

学童・少年共通

原則として行わない。

5. 対策期間

令和6年7月1日～9月30日まで